

小田原市週休2日制確保工事試行要領(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、小田原市が発注する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事現場における週休2日制を確保する工事(以下、「週休2日制工事」という。)を試行するために必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日(以下「現場閉所日等」という。)を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日等を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日等を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日等に指定し、2日以上現場閉所日等を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週内で土曜日及び日曜日に代わる曜日を現場閉所日等に指定することができる。

なお、1週間の定義は、「土曜日から金曜日まで」又は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて、工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上となる状態をいう。

なお、現場閉所(現場休息)率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

施工終了後の後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

週休2日制工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(9) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(8)と同様とする。

3 対象工事

原則として、全ての工事を本試行の対象とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、本試行の対象としない。

発注方式は、次のいずれかとする。受注者希望型を原則とするが、発注者は、工事の規模や内容等を踏まえ、発注者指定型を選択することができる。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、各発注工事単位で週休 2 日に取り組むこととするが、原則として全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 受注者希望型

受注者が、週休 2 日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。

(2) 発注者指定型

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式をいう。

4 週休 2 日制工事の実施

4-1 受注者希望型

受注者希望型で発注された工事については、受注者は、週休 2 日制工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、契約後 7 日以内までに「週休 2 日制確保工事実施同意(不同意)届」(別紙 1)を発注者に提出する。

なお、不同意を選択した場合は、要領 5 の工事成績評定への反映は行わないものとする。

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、施工当初段階において、工程全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

イ 受注者は、計画工程を示した週間工程表又は月間工程表を監督員に提出する。

- ウ 受注者は、当月分の「現場閉所(現場休息)実績報告書」(別紙2)を、翌月の5日までに監督員に提出する。
- エ 受注者は、原則として、工事完成届の提出前に、最終月の「現場閉所(現場休息)実績報告書」(別紙2)及び対象期間全体の「現場閉所(現場休息)履行報告書」(別紙3)を作成し、監督員へ提出する。
- オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事	
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です	
工事名：〇〇〇〇工事（建築）	
発注者：小田原市	
受注者：〇〇建設(株)	

4-2 発注者指定型

発注者指定型で発注された工事については、受注者は、週休2日制工事の実施に取り組むこと。実施にあたっては、4-1アからオと同様とする。

5 工事成績評定への反映(当初請負金額が500万円以上)

完全週休2日を達成した場合には、工事成績評定を1点加点する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わない。ただし、発注者指定型にて公表された工事において明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、1点減点する。

6 週休2日の達成基準

(1) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)率が4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が4週8休以上の水準に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 完全週休2日

完全週休2日の達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週(2-(3)における1週間の定義に同じ)ごとに、土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)とし、現場閉所(現場休息)日数が2日以上以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象

期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日等を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記(2)及び(3)の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

7 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

8 その他

「現場閉所(現場休息)実績報告書」(別紙2)及び「現場閉所(現場休息)履行報告書」(別紙3)の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公表するモデル工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年9月16日以降に公表する週休2日制工事に適用する。
- 2 改正後の要領5(工事成績評定への反映)の規定は、令和9年4月1日以後に工事完成検査を受ける工事について適用し、同日前に工事完成検査を受ける工事に係る工事成績評定への加点については、次表のとおりとする。

工事成績評定への反映(要領5関係)

現場閉所(現場休息)実績に応じて、工事成績評定で下表の加点を行う。

現場閉所(現場休息)実績	加点
完全週休2日	2点
月単位の週休2日	1点

※未達成であっても減点はしない(受注者希望型)